

學原脩

小學品行論下

27
3
38

小學品類論下篇

秋月後學

吉田利行 編述

第六章 背約を戒む

ふへうの期定せし時日を變せうの許諾
 せし事以猶豫をんうの借りたる物を必を
 也を返せぬ興へんと云ひし之の必を
 を授くべし買ひし物を必を價を償ふぬ
 唯尋常日用の事一人の皆由る所
 ま下の資益を為さざる如しと雖も



小學品類論 卷之六 第六章 背約を戒む

人間一生の跟脚を立て世の信任を得べきもの
ハ却てこの卑近平坦の行路に在るべき
既に約せし事或變し或ハ定期を誤るあどより
自他の間に大なる損害を生し為め其信任を
失ひ為め其榮譽を墜し其甚しきに至てハ為
め終身の不幸を來ること往々これあり故に
人々其約せんとする時先づ其事の正理に合
ふや其力に適たるや否やを思慮をへし假令や
難き情合ひあふても世に其亦に踰へ其道に
あはざる事を一たび諾してこれを異日に變せ

んより寧ろ其始より於て領承せざるに勝れり
と老よりハ若々ぞるれに
されを空て唯あふち他人の事は關うらる
獨りおのれを守りべしと云ふるをあはれ諾し
て事を果さず是ハ却て人を欺く道理に當る故
其信義を堅くし其行為を正確にせんと欲する
者ハいふは瑣小の事たりとも輕々しく人許
諾をべらざり古く黄金百斤を得るハ季布
一諾を得る志と稱せしハ以て其輕く
人許せざるを見るへきあり而して其輕く

人ノ許まゝに之を以て其許せし所のハ必まゝに之を踐履せしを證をへし
昔し西國ノ一人あり貨物を買ひて其價を償ふに能はざ證書を作りて六ヶ月間拂ふべし旨を約せし賣主圖らるその證書を失亡し且つ其市場に於て此事を見聞せし人あり故大に心を痛めし頃て其償ふべき期日及び商主に往きて價金を乞ひ且つ其證書を失ひし事を侘びるる買主にれに答へて曰く嚮し貨物を賣買せし時をいつても

傍に人ありしおまをまゝに真神其處に照臨せられたる余を人前にて汝に結約ハせしを神前にてこの許約をなせしハこれに至正至明の證書と謂ふへされと直に其全額を償ひて一錢をも残さずと云ふ抑も買取りたるもの代價を拂ふハ素より當然のことなり珍しき談話なれども其商主に答へし一語を以て萬事を通して遵行せんま至言あり

第十七章 虚誕を戒む

信實の品行を虧ぐ者ハ常ニ自ラ虚誕を説く
を免う也以夫れ己の不正を揜ハんガ為メ其
辞を巧ム一一場を修飾シて人ハ知ることなし
と云々も人の己を見ること々其肺肝を見るの
如し則ち何の益あらん此の如き者ヲ稀礼ニ正
當の言を云ふも併セテ其信任を失ひ一生涯人
ノ擯棄せらるるものあり

無けれども志々も有と虚一けれども志々も
盈てりとも其才智を飾り其徳義を装ひ其言類
を修刷トテ聲價を釣らんと欲するも内ニ誠を

持者を誰ニ為り瞞昧せられて中心これ服
せんや此の如き者ハ唯ニ自ラ欺みて己ガ虚
誕を增益し其面目を壞了を多し過ざるのみ
されバ人たる者ハ仮りとも虚誕の言を説き仮
りとも虚誕の事を為さへり々々假令一時の遊
戯と雖とも此の悪習を得る時を容易くこれ
改むへり故ニ曲禮ニ幼子ニハ常ニ誰ニか
うんことを教申へま旨を示したる

孟子の幼あま時東家ニ猪を殺るを見て何
を問ひたり其母何の心もあらず孟子

子食まゝめんを為めあゝを答へて後
は深くこれに悔ひ古の子を育むるにのハ其
無心ある時よりして胎教と云ふあときへあ
るは今既に智覺あるをの欺くを取直さむ
これハ虚誕を教ふるありとて別ハ猪肉を買求
めあむを食まゝめんをたむといふ

第十八章 讒謗を戒む

人を讒謗讒誣して其榮譽を損害せしむるを惡
徳の尤も甚しきをのあり勸善の書は曰く凡そ
妄り人の惡を擧げてこれを謗り或は不善を

為さるる者を指してこれ誣為したると誣る時
を其産業の一部を竊取したるより更ハ大害あ
りとをとなし人々を讒謗する者を唯勸善の教
は背くのなきを亦國の法律をも犯す罪ありし
人は不善のことありとせし其面前より忠告し
又ハ人の聞かざる所にて諫むるを當然とせば若
し其背後にこれを説き陰に他人に言ふの如き
ハ讒謗はあはれをれハ讒誣あり故に此等のこと
あはれハ聞て聞かざるを可とをべし偏聽姦を生
せとハ古人の深戒思はざるをなすべし

夫礼人の短處は注目し人の瑕疵を指摘するハ
 唯一人は害あるのみは何れにして又己は損あ
 り人の長處は着眼し人の美能を稱賛するハ唯
 一人は益あるのみは何れにして又己は得あり
 故に學士「シヨンジソシ」ハ常に物の善き一邊を見
 るに慣へる人ハ一年一千金の産業ある人より
 富ありと言ひ日耳曼の或る著書家ハ大人の品
 行中には瑕疵あるを發出するを好む人ハ痛ま
 ず性情ありと云へり

埼玉縣下枚戸驛は小島録四郎といふ人あり

性篤淳厚より慈愛の
 心深く曾て同驛小學校
 の教師とありしは誘導
 其方を得て校規能く立
 ち生徒一同其徳は懐つ
 きこの世を慕ふこと宛不
 ら父母の如くあり而し
 て平生人の美事を擧げ
 善行を標をるを喜び數
 十里の道をも遠しとせ



を自ら往きて其事實を搜索しこれ世間を
 表揚し人の惡事を聞てを啗し聞らざるが如
 くをるのこなきに深く其を隱蔽して他人
 知らしめんとする故善人を為めし獎
 勵せしめて益善を為さんことを勉め惡人ハ
 此れ耻て將來を慎むとの徳と善し移るをの
 多く一郷擧て其風化を感戴せしむるに至りしと
 第十九章 暴怒を戒む

人の誹謗を受け人の嘲笑を逢ひ人の慢罵を蒙
 ふる等のことありとも妄りし暴怒をへらるるに

抑も怒を人間七情の一とあれバ全くこれを除く
 べしと云ふは其あつたをされとも發しを節し中
 らざれハ必死心性の和を傷ぶり氣血頭部の上
 九し寸田忽ち魔鬼を生し是非を錯り利害を
 遺れ自から其身の汚辱を招き或ハ禍機を陷る
 等の階梯たり泰西人の諺し人怒る處し罪を犯
 せ勿れと云へるハ亦暴怒を禁止せらる外あら
 ば

品行を論ざる書し曰く英國の「ホルク」氏ハ年纔
 十五にして巴力門の員し列し同國の政事

小學品行論 卷之下 七

史は不朽の名は存一天才卓絶品行純美の人
 りし惜みたるかみの人一の短處あり即ち怒り
 易き性を有せり抑も性情和平にして怒らざる
 ことハ瑣細ある資性の如くと雖ともかみの資性
 を欠くときハ絶大華麗ある天賦の才能もこれ
 が為りよ大に其價を減るることあり

漢の張良少有り一時下邳の圯上を過ける
 一老人あり履を圯下し墮し良を呼びて履を
 取れと謂けれハ良ハ心中大に怒りこれを毆
 たんと思ひし其老たるを憫みて忍びて履

を取り来り老人は與へ
 して老人ハ是を以てこ
 れを受け且ついふや
 孺子教ふを今より後
 五日を期し此處に會え
 べしと約束してを別れ
 ける頓て其日ありけ
 れハ良即ち期の如く往
 きたるよ老人ハ早や待
 ち構へ長者と期して後



るゝハいのあらとぞと叱責して再び五日を
約して至良期の如く往し及んで老人又先つ
此に在り怒て又五日を約しぬ良このたびハ
夜半に往て待ちらるゝ老人頓て來りつゝ良が
先づちたろを喜びて一編の書を授けたる良
それより晝夜この書を習讀して高祖を佐け
天下を定め遂ひは八萬戸侯に封せらるゝに
至りしを至

されハ志あゝんをのハ唯に其暴怒を戒むへま
のゝあゝ以忍ひ難きことと逢ひても怒りを懲
らし能く含容して其間を處をれハ禍を轉して
福とあり却て其身の榮譽を得る資本とあるこ
とありへまあま

第二十章 争鬪を戒む

人我に加ふるは暴言を以てし我を犯るは横逆
を以てたとも敢てこを抗抵せ以心を静るゝ
して先づ其由縁を求むへし我直しして彼れ曲
あゝハ我に於て何れ有らん校らるゝ可あり
我に非ありて彼を理あゝハ過を改むるゝ各
ありあゝ勿れ速に懺悔して其罪を謝るゝこそ

眞の膽力とハ云ふるは

若しそれ然らざりて一朝の怒も其身を忘れ人と争闘する時ハこれを小しめてハ其身體を傷付けられを大にして其性命をも残害し國の法律も抵觸し更し其罪を重めり至るへ而して其事去り時過るも及び其本心も立返りいふ程おれを悔るとも終ひしその詮あるへ

に
睚眦の怨も必を報し惡聲至れば必を返れを返ぞが如きを血氣の奴隸とあるをのりて誠の

勇もハあつてもあり西哲曰く眞正の剛勇ハ眞正の溫柔と必を相隨ふ米國の「フランクリン」ハ有名の航海者にして剛勇の聞はありしが其友バルリこれを評して曰く「フランクリン」ハ危難の場も臨んでハ決して其背を轉してこれを避るるとれしをある其柔軟の心腸ハ一の蚊をも呵斥せしと思はる程ありと

昔し西國ハ一人あり「フレデリック」と云ふ者も對して凌轢を極め其所為を惡く流言し且つこゝろ争闘を挑む百事仇讎の如くせし

「フレデリックハ曾てこれヲ抗抵せど彼れ斯の如く余を仇視せれと由余ガ智識才學を晦ましむること能は正人ハ能く我を知り且つ我行事を知るべきあり我今彼れヲ報ゆるヲ怨を以てせむして徳を以てせば幸福何ぞ我身ヲ帰



せきとんと云ひらるる一日此人の兎路上ノ顛躓して負傷せしヲ遇ひこれを扶けて其家ニ送り歸へ一他日又此人の家ニ畜へる獸畜悉く病ヲ罹りこれを救ふ術おくして大ニ周章せし折柄「フレデリック」ハ藥と與へてこれを活し又一日此人馬ヲ騎り峻坂を過らる時其馬俄ニ駭き走り將ニ深淵ニ陥りて其身を失むんとするを見て「フレデリック」ハ飛ぶが如くニ駈り行き其馬を牽駐め九死を救ふて一生を與へし故にのり害心深かりし者も遂

ひは慚愧後悔して「フレデリック」の家に至り
已、既往の非を謝して大に其徳を感佩せし
と

第廿一章 貪欲を戒む

人へ自家の身分を顧みて各其遇ふ處に安んじ
べし前途に望みを屬する心は決して欲へま
まありしをせよと徒に肉體の嗜慾に徇ひ及び身
外の物を貪求するが如きを却て其志を損し其
禍を招く所の階梯とを蓋し貪慾の一念を人の
品行を汚したるごとく宛も泥塗の白衣に黥を

が如きあり一たび汚染する時を長く光澤を失
ひて再び其初めは復をべし戒めざるへ
けんや

隴を得て又蜀を望み帝と為つて又仙を希つ
其欲をる所何ぞ窮極ある處らん勸善の教は曰
く汝真の富者を知るは是れ其望む所の最も少
あき者を書ふあり故に汝多く財貨を積むと
汝が望む所亦多く為めし苦心して壓抑せらる
る時ハ其財貨ハ何の用をあるぞん余ハ財貨少
あしと雖とも望む所も亦少あり然らば余輩汝

と固より同じ位地も在りて曾て異なる處と云ふ

古しへ春秋の世も司城
子罕と云ふ人あり或る
人より美玉を贈せしを受
ずり乃れバ彼人此玉を
玉人に見せしより其寶
と云へる故おれを參ら
せたるなりと云ひたり
子罕答へて我ハ貪ら



ざるを以て寶とし汝ハ玉を以て寶とを汝今
汝の寶を以て我も贈る我を又我寶ををて
汝の玉を受くる時を双方とも其宝を失ふ
あり然るせんよりハ寧ろ與へを取らるゝて
各其寶を有るることを勝るへけれと云ひて終
るおれを受けたりと云

第廿二章 自主獨立

一國の自主獨立を得る所以の處のハ各人各個
の自主獨立あるも由る各人各個の自主獨立を
得る所以の處のハ其善美なる品行あるも由る

而一々其善美ある品行ハ或ハ古人の言行より
或ハ其身の遭際より或ハ文字より或ハ
朋友より他人より或ハ今日の世上より
或ハ父祖の遺志所の儀範より由りて甄陶養成せ
らるることおれども其究竟たる所ハ皆身自
ら主宰とあり勤めて做をあたふより得るもの
あり

されハ人ハ自己の身を以て第一の帮手とあし
其身の上は善美ある品行を造為して以て一個
の自主を圖り以て一國の獨立を期をへきあり

夙に興き夜オも寐ね致々として勉勵する所此
に在り東に奔り西に趨き違々として要求する
所此に在り寒暑を懼れを風雨を避けを以て拮
据經營する所此に在り艱苦を辞せずを窮阨を憚
らば以て邁往進取する所此に在り書を讀み文
を學び道を講し徳を養ふも此に在り智を開き
才を達し業を勤め藝を脩むも此に在り一語
一黙一舉一動悉く心を此に存し時として然ら
ざることあり處として然らざることあり各
個の自主是に於て成り一國の獨立是に於て期

をへきあり西哲曰く邦國ハ特々人民各自一箇
 のまの、合併せり總名おれハ所謂開化文明と
 云ふまのハ他ありその國の人民男女老少各自
 一品行を正く一職業を勉め藝事を修め善く老
 るまの合集一々開化文明とあることありとハ
 即ちこの意一外なき也

大和の國吉野郡上市村の髮結職ハ大藤友吉
 といふ者あり天性篤實のまのおれとも不幸
 ありて聾且つ啞ありのみあり以十三歳の時
 父を喪ひ獨り母と暮して朝夕の烟をも揚げ

兼る程ありしや十五歳
 の頃より亡父の髮結職
 を継ぎ纒ハ其日を送れ
 る内母も追々老衰して
 もや七十有余といふ終
 末ありなれハ目も能く
 見えす手足も自由あり
 せら故友吉ハ煑焚の事
 より衣類の洗ひ濯ぎま
 下皆自らら手を下だし



曾て母に煩ひを掛けを且つ或る時ハ母の肩
摩り或ハ足を揉みおとしてその心を慰安を
ること永の歲月一日の如く絶て怠ることあ
けれハとせを見聞く人々を友吉が不具の身
にして斯く孝順あるを憐み酒食あどを贈れ
どもこれを辞して受ざる故によく其志操
に感し随つて得意先も殖へあるより親の代
にハ借家住ひありしも友吉が勉強して遂に
家を買ひ求めいと安穩に暮らして嗚呼五官
不具の入りにて尚且つ此の如く而して世の

不具ありたる者自ら其身を不具にあり一
生の自主獨立を失ハレこの不具の人を愧し
るへけんや

第廿三章 國に對する務

勸善の教に曰く國ハ各人各個相合して成る者
あり而して君長ありこれを管理を故に其國人
ハ皆其國の法令に従ハざるを以て憲法ある
國に於ては君主と雖とも亦これに背くを得ず
其國の人民ハ皆政府の保護に因り其性命財産
を全うするの權利を得るをのかり故にこの權

利を買はんが為め其財貨の一部を割き政府
 に租税を納むるハ又當然の義務ありと云
 兵あげてハ國人を護りて外寇を防ぐ能ハる吏
 ありハ國を治め法度を行ふ能ハる道路をけ
 札ハ國中の往来を以て便ありとむる能ハる溝
 渠あり札ハ舟楫の利を通る能ハる學校をけ
 れハ人を教育する能ハる然るに若し士民租税
 を政府に納めず札ハ何を以て官よりして此
 等要用の諸件を設くるを得んや故に租税を納
 むるハ國に對する義務と雖も其實ハ皆自くら

為るをるは何れをるハあまあり
 西國一の委員「ジョシ」
 ラツセルの家を往き國
 中の人より納むる工税
 のことと就き談論しけ
 る時「ラツセル」曰く汝ユ
 人の自ら酒を飲むに
 費やを許多の貢税を見
 たり吾國の政府敢てこ
 れに似たる許多の税を



工人の類より納め志先以汝掛慮をること勿
れと云へりこの如く世上の人々今日不急の
事無用の嗜好を費す所の金銭ハ其多額ある
を厭ふまればともこれに例せハ纔に其一分は
も足りざる程の租税を慳に種々苦情を唱ふ
るを果して何の心ぞや省み思ふべきことぞ
多あり

第廿四章 愛國心

各人相集つて家族をあゝ家族相合して一國を
團結を故に人苟も其身を愛せんは先づ其國

を愛せざるへうは其家を護せんは先づ其
國を護せざるを能くは古の高名ある學士「プ
ラトの曰く人の此世に生るは獨り己の為め
のくあるは亦國の為め族人の為め衆庶の為め
生れたるをのちして就中國ハ最も愛をへまを
のちる故に止むを得ざる時ハ國の為め其性命
を擲つへ」とあるを況んや其兵役に當るへ
ま者も於てをや
されハ世の兵役を逃れんとする者を唯に護國
の義務を缺くのくあるは自う其性命財産を

八景古行記 卷之二
拋棄して我身家を防護せざる者と謂ふ也。若し一國中をして人々皆斯くの如くあらしめば、異日萬一の事ありし臨み誰りこれに當らんや。況んや國は兵備なき時ハ變亂既し目下より起り、其異日を待つは違あしざるは於てや。

人誰か其身を愛せざる者乎。人誰か其家を護るを欲せざる者乎。然れども其身を愛して其國を愛せらる心あり、其家を護して其國を護るを務と闕くハ譬へハ猶門戸を閉ぢて火災を防ぐんとするや如し。外に力を盡さば、獨

り其内を守りて其の焼亡を免る事んと欲とを雖とも得へけんや。

抑も愛國の心ハ唯し其身を兵役に供し其國難に擲つのみし止まらば平常無事の時に在りても各己の職分を勵む世の公益に注意して國の富強を裨補せらるハ其事業の大小を問はを総て其國を愛せらる者と謂ふ也。

神奈川縣下武州橘樹郡菅生村の農太田房次郎といへる者を明治七年の頃徵兵年齢に達せしその時我國支那政府との間に容易か

らせる葛藤を生し事將
 さま測らばとんと走
 る勢あるは房次郎これ
 を聞き人民の義務を竭
 して國の恩を報むるハ
 正に此時ありと思ひ
 奮つて招募に應じまれ
 バ父の甚殊に満足の恩
 をあし別れに臨み懇懇
 に戒めて云やう命より



宜しく國の為めは忠節を勵まし一死を誓て
 名譽を天下に顯はせしめて決して私情の為め
 は公義を害せむとありと自ら其小指
 を截てこれと與へ以て餞別の信とありし
 故房次郎感激の情は堪へず已も亦一指を切
 て父に捧げ誓て其命を辱めざらんと言ふ
 表し已に入隊せんとする時検査の官吏其
 指傷を怪み審問して其實を得為めは涙を流
 して父を愛國の衷情を賞せりと

第廿五章 品行の效驗

品行ハ爵位ありて能く其身を貴重ありて其
貨賤ありて能く勢力を發せしむ而して其然
る所以の原因ハ其幼童初學の時父兄は對し師
友は接し其孝悌忠信を行ふより以て萬種の事
物に應じ其美德を積み其善行を重ねる效驗は
外あり以國の文明と云ひ開化と稱する者も亦
この一人一個の品行の漸次は結晶して一大塊
を成せるものありハ人民の品行こそ實は其國
の政事法律あり故に曰く國を興し國を強くし
國を尊らしめ國威を遠きし及ぼし國の風俗

を善くし兆民の心を得驕傲ある外國を服する
ものハ真正の王位真正の冕旒あり而してこの
爵位ハ世襲し以て容貌はあり以て才能は非を
して品行は在り品行ハ人の真正の爵位ありと
勉めざるをけんや

第廿六章 品行の感化

品行ハ形ありて能く他人の上を働らき言語
ありて能く他人を感化せしむ佛國の著作家
チヤチウブリアンダ氏ハたゞ一度華盛頓に接
したるのみにあれども其觀感興起ハ一生に徹せ

一と云ふるを况んぬ其形あり言語あるをの
於てを也西洋品行論曰く「アルノールド氏の
門生を教ふるや先づ其重き立ちたる者を教へて
其心は満たしむるは純正ある精神を以てし其
童生より又他を及ぼさし先次第を傳播して其
一統の品行を陶造せり抑も何れの學校をも
同儕を妨害する惡童あるをのりて學校を主と
する者これに注目し他の學友は惡習の傳染せざ
るやうに防ぐハその職分あり或る時「アルバー
ル氏其助教に向つて汝を彼の生徒甲乙二人同

行をるを曾て見しや我ハ今日を始めとを汝宜
しく生徒の友を取り相伴あふ上は注意をるを
要を童生の品行の變るる所以を知ることあり
より著明あるハありと言ひしこと

第廿七章 品行の勢力

卓絶ある品行を唯は其接見する人を感化する
に止まらずに又天下後世をも動かすを極大の
勢力を有するをのちを華盛頓既に老を告げ或
る山中に退隱せし時會佛國より亞米利加を攻
んとする巷説ありしハ大統領「アダムス」書簡

を華盛頓は贈つて顔くハ閣下の名を用ひるを
許したまへ閣下の名ハ千軍萬馬の勢より大い
ありと云へるハ以て華盛頓が品行の世に信せ
られたるを想ふへし且つ尊貴ある品行ハ其人
既に此世に在らざるも永く天地の間は光輝を
留め人々灑ぐは清風和氣を以てし其薰陶化育
中に在て自から知らざるも故は先進の曾て
履行せし所の名ハ後進の當は經由をへき道
路にして其通きより遠きも及ぼし其昇きより
高きも登り五尺の軀殼は極大の勢力を造為し

て以て此の世に裨益をある天下後世に欽仰愛
慕せらるるに至るべしこれ人を人たる務と
いふ

小學品行論下篇大尾

小學生徒動輒曰甲能讀書曰乙善屬文殊不知品行之為貴也譬之草木品行者根抵也衆藝者枝葉也枝葉雖繁根抵不深則不為大樹矣夫我有慈仁則人懷之我有誠實則人任之我之廉也人委財不疑我之義也人托家不慮品行之為貴如此其大也友人吉田秋月著小學品行論囑余題跋語其書分題設論付以故事邦文行之使童生易通曉所謂品行之貴於衆藝者將於此而得之雖然人既有品行為之根抵則枝葉亦不可無矣甲乙諸生之所長亦豈可輕視乎

明治庚辰歲

宮本 茂任題

明治十三年六月三十日版權免許
同年十月刻成

〔定價十錢〕

著述人 吉田利行

福岡縣士族

福岡縣福岡區湊町
七拾番地居住

出版人 古賀男夫

福岡縣士族

同縣同區橋口町
百四十二番地居住

2/13/25

書肆

發賣

東京 同 同 西京 大坂 同 長崎 同 熊本 中津 久留米 同 柳川 佐賀 瀧本 福岡 同

山 中 市 兵 衛 稻 田 源 吉 農 工 社 杉 本 甚 介 中 島 德 兵 衛 中 野 野 啓 造 鶴 野 野 四 郎 錄 田 勤 次 郎 長 崎 次 郎 野 依 曆 三 菊 竹 儀 平 赤 司 平 郎 開 進 社 厚 生 社 佐 野 長 林 斧 山 崎 登